（沖縄振興特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令の廃止）

第六条　沖縄振興特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令（平成二十四年国土交通省令第三十九号）は廃止する。

（福島復興再生特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令の廃止）

第七条　福島復興再生特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令（平成二十四年国土交通省令第五十六号）は廃止する。

（国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則の一部改正）

第八条　国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年国土交通省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（法第十一条第四項第一号の国土交通省令で定める旅館業） **第一条**　奄美群島振興開発特別措置法（以下「法」という。）第十一条第四項第一号の国土交通省令で定める旅館業は、次に掲げるものとする。 一　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定するホテル営業、同条第三項に規定する旅館営業又は同条第四項に規定する簡易宿所営業であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するもの 二　旅館業法第二条第五項に規定する下宿営業 **第二条から第十五条まで**　削る	（法第十一条第四項第二号の国土交通省令で定める旅館業） **第一条**　奄美群島振興開発特別措置法（以下「法」という。）第十一条第四項第二号の国土交通省令で定める旅館業は、次に掲げるものとする。 一　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定するホテル営業、同条第三項に規定する旅館営業又は同条第四項に規定する簡易宿所営業であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するもの 二　旅館業法第二条第五項に規定する下宿営業 （非居住者の代理人） **第二条**　本邦内に住所を有しない者（以下「非居住者」という。）は、奄美群島特例通訳案内士の登録を受ける場合には、本邦内に住所を有し、当該非居住者と業務上密接な関係を有する者であって、奄美群島特例通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）を定めなければならない。 2　次のいずれかに該当する者は、代理人となることができない。 一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの 二　法人であって、その役員のうちに前号に該当する者があるもの （登録事項） **第三条**　法第十七条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第十八条に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　登録番号及び登録年月日 二　資格を取得した外国語の種類 三　非居住者にあっては、その代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 （奄美群島特例通訳案内士登録簿の様式） **第四条**　法第十七条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第十八条の奄美群島特例通訳案内士登録簿は、別記第一号様式による。 （登録の申請） **第五条**　法第十七条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、別記第二号様式による奄美群島特例通訳案内士登録申請書を、認定奄美群島市町村の長に提出しなければならない。